1 スコットランドの地方自治体(歴史的背景)

1991 年初め、政府はスコットランドの自治体構造について、「住民から遠い」等の理由からスコットランド本土全域の自治体を一層制のユニタリー(単一自治体)とすることを視野に入れ、再度見直しを行うことを言明した。1970 年代には英国全域で二層制へ動き、1990 年代にはスコットランド、ウェールズ及び多くのイングランドで一層制へ動いた。

現在、スコットランドの地方自治体は広範にわたる行政サービス(対人的サービス(教育等) 環境 衛生、インフラ整備、保護的サービス)を提供している。

1950年代から今日まで主に対人的な社会福祉においてサービス範囲が増大した。しかし、1996年の自治体再編時までには、観光、成人教育、職業相談に関するサービス等は自治体の管理から外された。自治体管理から外された幾つかのサービスは、新たに作られた非政府公共機構に移行された。また、自治体によって供給されていた幾つかのサービス(消防、警察、課税評価)が隣接する二つ以上の自治体の議員から構成される共同委員会によって提供された。

地方自治体は、その行政サービス提供の程度と内容について一定程度の裁量を有している。自治体 は法によって一定の行政サービスを提供することを規定しているが、ある制限内でどのようにどの程 度のサービスを提供するかを自由に決定できる。

地方自治体はそのサービスの提供については、直接雇用する職員によって、若しくは外部との契約 によってのいずれかで行っている。

2 地方自治体の新しい構造

1996年のスコットランド地方自治体の再編は英国全体における地方自治体改革の一環である。このプロセスは1986年のイングランドにおける大ロンドン都及び大都市カウンティの廃止に始まった。いずれの場合にも二層制の上層の大都市自治体が廃止され、機能は下層自治体(それぞれロンドン・バラ及び大都市バラ)や自治体の共同委員会に移された。

1990年代初め、中央政府は非大都市圏にあるイングランドの自治体について見直しを始め、またスコットランドとウェールズについては法に基づいた構造改革の実施を提案した。スコットランドでは、1996年4月1日から全域でユニタリーによる自治体制度が導入された。

以前の保守党政府は、スコットランドの自治体を改革する意図を 1991 年春正式に表明していた。それから約3年半後の 1994 年 11 月、国会は「スコットランド地方自治体等に関する法律 (the Local Government etc(Scotland)Act)」を可決し、1996 年 4 月 1 日に自治体再編が実施されることとなった。ここに至るまで、政府は幾つかの協議書及びこの法律の基になったホワイトペーパーを発行し、その後に法案が政府より提出され、審議・修正の後国会で可決された。

政府が挙げていた自治体再編の目的の一つは、従前の二層制システムを簡潔な構造に変えるということであった。地方自治体に関しては疑いなくこの目的は達成された。ただ、これ以外に法令によって設置された他の新組織があるが、ここでは特定のサービスを提供するなど、新しいシステムが幾つかの点で以前のものより単純かということには疑問の余地がある。

もう一つの政府の目的は、自治体を選挙民に近いものにするということであった。この点がスコットランドでは十分達成されたかどうかは、地域の広大さと人口の分散を考えると論議の余地がある。 同改革の準備は、旧自治体の議員と職員の責任で17ヶ月の間で行われた。

4

3 民主的手続

1994年法の規定によると、3年ごとに選挙が行われる。スコットランド全域で地方自治体議員選挙は同じ日に実施され、全議員が一斉に改選される。議員は小選挙区制で単純多数をとった者が選出される。

スコットランドでの「平均的な」議員は、週当たり平均33時間以上を自治体の仕事に費やしながら同時に他に職を持っているということが興味深い。これは議員がいかに使命感もって職務を遂行しているかをよく表している。都市部の自治体では、自治体の職務と議員個人の職業との両立の困難さは、議会や委員会を夜間に開催することによってかなり和らげられている。

多くのの自治体では、定例的なものとその時々の重要な案件を議題として総会や予算等を審議する 特別会が開催される。

1996年の自治体再編に当たっては、伝統的なサービス重視のアプローチではなく、システムの刷新に重点がおかれた。

新しい試みの一つのケースは、ある最も小規模な自治体において、正式な委員会を置かず、毎月一回全議員が集まる会議を開くこととし、必要な情報をそこで得るようにしたことである。

これにより、大都市部では、取り扱われる業務量と検討を要する案件の範囲からより伝統的なサービス別委員会の形が最良であるとされ、より小規模な地域では、重要案件を基にして実験を試みることが容易で、また、議員の意思決定を要する案件は、全て総会において討論・決定できるようにした。

1994年法は、各新自治体に分権に関するプランを作成し、一般に協議するよう求めていた。この条項は、新自治体にとって、民主手続きの運営について革新的な方法を導入する刺激となった。実際上、新自治体の多くは、何らかの形の分権化と共に発足し、他の自治体も早々にその方向に動いた。

また、スコットランド地方自治体協会は、分権プランの企画についてのガイドラインを出した。これは、地域の民主主義と地域選出議員の役割の強化、自治体とコミュニティのより緊密なコミュニケーション、住民参加の増大と行政サービスへのアクセスの改善等についてであり、分権についてポジティブな効果をもたらした。